

議案第69号

朝来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

朝来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年8月31日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）により、家庭的保育事業者等の諸記録の作成、保存等については、本年7月1日から原則的に電磁的記録による対応を認めることとされたことに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

朝来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年朝来市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を
「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）
第6章 雑則（第49条）」に改める。

第48条の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第69号資料

朝来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 <u>事業所内保育事業(第42条—第48条)</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 <u>事業所内保育事業(第42条—第48条)</u></p> <p>第6章 <u>雑則(第49条)</u></p> <p>第6章 <u>雑則</u> <u>(電磁的記録)</u></p> <p><u>第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p>